



研究発表論文 吉野熊野国立公園の指定過程において評価された吉野の風景と社会的、文化的背景

著者	渡邊 真菜美, 伊藤 弘
雑誌名	ランドスケープ研究
巻	80
号	5
ページ	499-502
発行年	2017-03
権利	日本造園学会
URL	http://hdl.handle.net/2241/00148470

doi: 10.5632/jila.80.499

吉野熊野国立公園の指定過程において評価された吉野の風景と社会的、文化的背景

Landscapes of Yoshino Recognized during the Yoshino-Kumano National Park's Designation Process and Social and Cultural Backgrounds

渡邊 真菜美* 伊藤 弘**

Manami WATANABE Hiromu ITO

Abstract: Traces of human activities are abundant in Japanese national parks due to the zoning system. However, while the national park system has usually been focused on protection of natural sceneries and biodiversity, there is little discussion about assessment of the social and cultural dimensions of local societies. This research reviews the national park designation process of Yoshino, an area around Mt. Yoshino which is part of the Yoshino and Kumano National Park, to analyze how different landscapes of Yoshino were recognized at different stages of the process, and how social and cultural contexts, namely mountain worship called *Shugen-do* and local traditional forestry, were assessed. Resources related to the designation in the late 1920's and 1930's were used in the study, including minutes of the National Park committee meetings on the national parks selection, a document of a local request to the Imperial Diet, town history and journal articles. Traditional perception of Yoshino has highlighted Mt. Yoshino, with its well-known scenic beauty of cherry blossoms, associations with national history and its importance to *Shugen-do*. During the designation process, Yoshino was recognized as a much wider area and new values, such as the beauty of cedar forests, well-managed by the traditional forestry, were discovered. As a result, new landscape recognitions emerged. However, the forest areas were extensively reduced as the government responded to requests from the forestry sector. Finally, only the national history of Mt. Yoshino was emphasized in the designation, which justified unusual zoning separating Mt. Yoshino from major part of the national park, thus excluding other various social and cultural values of Yoshino.

Keywords: *landscape, national park, Yoshino and Kumano National Park, Mt. Yoshino*

キーワード: 景観, 国立公園, 吉野熊野国立公園, 吉野山

1. はじめに

日本の国立公園では、地域制の下、自然公園において様々な人々の営みが見られる。近年では二次的自然や文化的景観が取り上げられ、自然と人の関係性が注目されており、自然の風景や生物多様性の保護を中心としてきた国立公園において新しい動きといえる。一方で、地域の社会的、文化的側面が従来の国立公園制度上どのように評価されてきたかは、既往研究において十分に論じられていない。

本研究で対象とする吉野熊野国立公園は全公園面積の約 66%¹⁾を私有地が占め、人の関わりが強い国立公園である。特に吉野(奈良県南部。本研究では金峯山寺など社寺の集まる「吉野山」と、その周辺地域も含んだ「吉野」を区別する²⁾)は、山岳信仰(修験道)および吉野林業という自然と関わりの深い営みが続けられてきた地域であり、大幅な区域の拡大、縮小を経ながら指定に至った。当初、大台ヶ原、大杉谷と大峰山脈を区域として提案された国立公園案が、北山川流域と熊野海岸、吉野山まで拡張され「吉野及熊野国立公園」として選定された。その後、大台ヶ原・大杉谷・大峰山脈を大幅に縮小、吉野山と大峰山脈の北端・山上ヶ岳を結ぶ細長い回廊状の地域(以下「回廊」区域(図-1参照))を除き、吉野山を飛地化して1936年2月に「吉野熊野国立公園」が指定された。

本公園の成立過程については、以下に示す通り複数の先行研究があり、いずれも区域変更の背景を分析している。

村串は、自然保護の観点から吉野熊野国立公園成立史を整理した。当初は、山林伐採への危機感や植物保護の要請から、大台ヶ原を中心に国立公園が構想されていたが、熊野方面への拡張が議論されるようになると、北山川流域の民有地の林業および水力発電計画との調整が懸案となって国立公園指定の過程は複雑化した³⁾。

熊野方面への拡張については論考が多く、西田は、戦時下の国粹主義で重点が大台ヶ原の自然から歴史に移り、吉野と熊野が結

びつけられて国立公園が成立したと考察する⁴⁾。神田は海岸の風景が注目されたことや、国家や天皇制との結びつきを強調する風景認識から熊野の霊地や史蹟が重視されたことを指摘した⁵⁾。また水谷は、このような政府の動きの前提に、地元の奈良・和歌山両県の活発な働きかけと、熊野の写真館が生み出した建国の歴史に関わる風景観の影響があったことを明らかにした⁶⁾。

大台ヶ原・大杉谷・大峰山脈の区域変更は、地元の林業家から国立公園設置に反対する請願や陳情が出され、内務省が調整を行った結果だった。水谷は、公園区域の調整が行われた森林の範囲を特定した上で、普通地域での施業制限の撤廃など、林業者の要望を汲むかたちで吉野熊野国立公園が指定されたことを明らかにした⁷⁾。

これまでの研究では、主に公園中央部の大台ヶ原・大峰山脈や熊野地域が取り上げられてきたが、吉野山とその周辺については論じられておらず、また吉野についてどのような風景が評価されたか、といった風景観の観点から考察はなされていない。

本研究は、伝統的な産業や信仰などの社会的、文化的背景が国立公園指定においてどのように評価されてきたかを、評価された風景から考察するものである。具体的には、吉野が国立公園として成立した過程を把握し、国立公園の制度上評価された吉野の風景において、修験道および吉野林業地といった社会的文化的背景がどのように評価されてきたかを明らかにすることを目的とする。

方法は、吉野熊野国立公園の成立過程を、区域案の変更に沿い、国立公園法制定以前、候補地の選定、公園指定の三段階に分け、吉野が公園区域に編入された経緯に従ってさらに時期区分を行った。また国立公園の設置に先駆けて吉野山が指定を受けており、評価に影響があると思われる史蹟名勝の指定過程も参照した。次に、各時期に見られた風景観について、国立公園の選定を担った内務省国立公園委員会および特別委員会の議事録、帝国議会建議案、地元の史料、当時の雑誌記事を用いて検討した。

*筑波大学大学院人間総合科学研究科世界文化遺産学専攻 **筑波大学大学院人間総合科学研究科

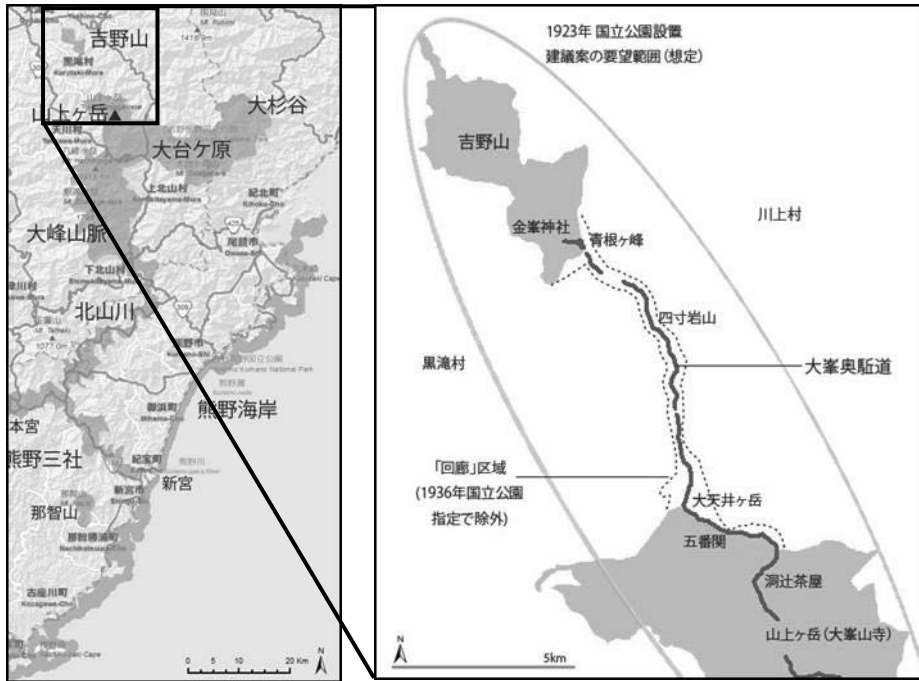


図-1 現行吉野熊野国立公園区域と大峯奥駈道

2. 吉野公園の設立から史蹟名勝指定まで

吉野の風景地保存の起点として、近代の吉野において歴史的環境および自然環境の保全が初めて制度的に行われた⁸⁾吉野公園の設立(1894年(明治27年))を挙げることができる。

沿革は、吉野山を桜の名区、修験道の開祖・役小角ゆかりの地、吉野朝(13世紀に吉野を拠点に戦った醍醐天皇の南朝)の帝都で忠臣義人の墳墓が散在、明治の官幣大社や古の神社仏閣が多い、などと描写する。明治維新の混乱に乗じて吉野山の山林や名所史蹟の荒廃が進んだとして、その保護を訴え設立の趣旨とする⁹⁾。

1916(大正5)年には、吉野公園の名所旧跡の保全、桜の増殖による全山の完美を目的に財団法人「吉野山保勝会」が設立された。設立要旨は、吉野山を吉野朝にかかわる名区とし、南朝史蹟を中心とした歴史的環境を掲げる。次に、修験道の中心として信仰を集めてきたことと、古来名高い桜の美観について述べた¹⁰⁾。

これに先立ち国では、1912(大正元)年、官僚や学者から成る民間団体・史蹟名勝天然記念物保存協会(以下、保存協会)が設立され、史蹟名勝天然記念物保存法(以下、保存法)の立法を目指し、啓蒙・研究活動を展開していた。会員の一部が後に史蹟等の指定に関わるなど、保存法の母体となった団体である。

保存協会は、吉野山保勝会の招待を受けて講演会を行った際、吉野山の「山中の櫻花、史蹟の保存」に効果のあることを期待していた¹¹⁾。また、会員には、天然記念物保存の中心を担った三好學がおり、雑誌『史蹟名勝天然記念物』に桜に関する著述を多数残している。三好は、古来第一の桜の名所として吉野山を挙げるが、山桜の優れた品種があると保護の必要性を訴えており、生物学的視点からも吉野山の桜を評価していた¹²⁾。

1919(大正8)年4月、保存法が成立、内務省が調査を行い、1924(大正13)年12月に「吉野山」は史蹟及び名勝に指定された。指定説明(内務省告示第777号)は、歴代天皇の御幸が行われ早くから国史に登場したこと、中古は「金峰(吉野山から山上ヶ岳までの峰々)の信仰により山上隆盛を極め」たこと、吉野朝との関わりと史蹟、花期の景観と品種について述べる¹³⁾。国史すなわち天皇や国家に関わる歴史に加え、山岳信仰(修験道)、名勝として及び生物種としての桜が取り上げられた。

3. 奈良県吉野郡の国立公園建議案

1921(大正10)年より、国立公園設置に向けた本格的な調査が、林学博士・田村剛を中心として内務省衛生局で始まった。

1922(大正11)年、国立公園の調査の予定地(全16カ所)が内務省衛生局でまとまるが、ここに「大台ヶ原」は含まれるものの、「吉野」や「吉野山」の名はなかった¹⁴⁾。

この頃、各地から国立公園設立を要請する請願・建議が政府に多数提出された。1923(大正12)年2月9日には、三重県選出の岩本平蔵議員により「奈良県吉野郡を中心とする国立公園設定に関する建議案」が帝国議会に上程された¹⁵⁾。奈良、三重、和歌山にまたがり、熊野から吉野山に至る「一大山岳」および大台ヶ原に国立公園の設立を要望するものである。対象範囲は、列挙された山々の名称から大峰山脈に相当する。提案者は「大和アルプス」の呼称を用

い、高山で規模の大きな山であることを強調した。

要望理由では、この山々の踏破は神武天皇東征の折に八咫鳥が通ったのが最初だとし、修験道の役小角も同じ道筋を辿り吉野へ出、吉野一帯を修験道の本道場とし、今日に至っても行者が山に登っていると述べた。また歴代の天皇が山上ヶ岳に登ってきたうえ「近頃」に當って毎年約二十万の登山者がある」としていた。山脈付近に多くの史蹟・名所があるが、吉野山の史蹟については詳述する必要はないとし、吉野の桜に関する言及もなかった。

4. 国立公園法成立から候補地選定まで

(1) 吉野を含まない調査地の選定

1923(大正12)年の関東大震災を受け、大正末年にかけて国立公園の議論は停滞する。昭和初期に入り、不況を受けた外国人観光客誘致の要請などから指定の動きが再燃した。

1931(昭和6)年10月に国立公園法が成立すると、内務省に国立公園委員会が設立され、16カ所の調査予定地から候補地の選定が進められた。実質的な審議は一部のメンバーで構成された「国立公園の選定に関する特別委員会」(以下、特別委員会)が担った。

1931(昭和6)年11月の第1回国立公園委員会では、大台ヶ原・大峰山脈を主とし吉野を含まない「大台ヶ原大峰山国立公園案」が提案された。同年12月8日に開催された第1回特別委員会の議事録では、海岸美を主体とした臨海公園として熊野・南紀海岸に拡大する意見が出されるが、吉野への言及はなかった¹⁶⁾。

(2) 熊野地方への拡張案

「大台ヶ原大峰山国立公園案」は、1932(昭和7)年3月10日の第5回特別委員会で具体的に審議された。このとき、和歌山、奈良の高県より熊野地方(北山川流域、紀州海岸)への拡張案が提示され、海岸風景を主とする国立公園の成否、北山川流域の電源開発計画との調和を巡り、この案への対応が主に議論された。

地元素案に吉野への拡大要望はなかったが、特別委員会の記録上初めて、吉野を拡張範囲に含めてほしいとの発言(正木直彦委員、東京美術学校校長)があった。

こうした地元素案を踏まえ、1932(昭和7)年3月17日の第6回特別委員会で、内務省・田村より、熊野地方まで公園区域を拡大した修正案が提案された。

田村は、第5回目の審議で編入を求める意見があった吉野および熊野三社などについて「従来の国立公園の観念」に沿わないとして除外している。しかし、吉野については「更に研究の必要がある。」と編入の可能性を残している。さらに、吉野林業地は人工林の美が主であるという田村の発言がみられた。

(3) 現地調査と懇談会—吉野の編入

特別委員会の後、委員による現地調査が行われ、上述の拡張案についても本多静六、正木直彦ら4名が山上ヶ岳から大台ヶ原山、熊野地域を訪問し、一部委員は吉野山に入った¹⁷⁾。

現地調査を踏まえ、1932(昭和7)年夏以降、懇談会形式で議論が継続され、吉野の国立公園編入を求める発言が相次いだ。

第二回懇談会で、藤村義明委員長(男爵、元通信大臣)が「靈感享受の点で霧島、吉野は傑出している。」「歴史的に吉野熊野は貴重である。」、正木委員が「日本の国立公園は歴史に重きを置かなければならぬ。吉野熊野は自然も優し歴史上に於ても大切である。」と述べた。また本多は「森林美を(中略、筆者)主張したい。日本の杉の美しい人工林は吉野である。又柑橘が方々にあって之も代表している。」と吉野を推薦した。1932(昭和7)年8月2日の第三回懇談会では、三好も吉野の人工林がよいと発言している。主に歴史と吉野林業地の人工林の美しさが高く評価された。

一方で、1932(昭和7)年8月以降、吉野郡の大山林地主から、国立公園からの民有林削除を求める要望書が度々提出された¹⁸⁾。

(4) 吉野を含めた国立公園候補地の選定

1932(昭和7)年9月24日の第8回懇談会で、熊野地方及び吉野に拡大した「吉野及熊野国立公園案」が合意され、1932(昭和7)年10月8日、第2回国立公園委員会で、12ヶ所に整理された候補地の一つとして正式に選定された。

選定理由の説明では、山岳・森林(大峰山脈と大台ヶ原)、溪谷・河川(大杉谷と北山峡)、さらに我国を代表する海岸風景(紀州海岸)という各種の優れた風景を併せ持つ点で比類がないとした¹⁹⁾。この説明の末尾では「本公園は、神武建国以来の貴重なる史蹟伝説に富み」と国史との関係が評価されている。一方、懇談会で歴史とともに評価された吉野の人工林に関する言及はなかった。

「吉野及熊野国立公園」の候補地選定において、「回廊」区域が示されている。吉野山の青根ヶ峰頂から大天井ヶ岳山頂までの尾根筋を辿る道とその両側数百メートルの範囲である(図—1)²⁰⁾。これは、吉野山から山上ヶ岳を経て熊野へ至る「大峯奥駈道」と一致し、大峯山(山上ヶ岳および大峰山脈)に対する信仰である吉野の修験道において重要な一帯である²¹⁾。

5. 国立公園指定—「回廊」区域の除外と吉野山の飛地化

1935(昭和10)年12月の第7回国立公園委員会で、「吉野熊野国立公園区域」案が内務省から提案された。大台ヶ原・大杉谷・大峰山脈の区域を縮小し、「回廊」区域を除外し、熊野三社(那智山、本宮)が追加された。こうして吉野山と熊野三社が飛地として国立公園区域案に含まれることになった²²⁾。

この「回廊」区域除外の経緯については明らかではない。第二回区域決定に関する特別委員会(後述)における、吉野の林業地を縮小したという田村の発言と、「回廊」周辺が川上村と黒滝村にまたがり吉野林業地域にあたる²³⁾ことから、林業者への配慮から除外されたと推察される。

また吉野山と熊野三社について、内務省衛生局長は、自然の風景地以外のものであるが「我が国建国以来の貴重なる霊地、史蹟等」であり、本公園の成立上欠くべきでないため取り入れたと、国史との関係性を評価した説明を行った²⁴⁾。

同区域案は、続いて開かれた区域決定に関する特別委員会の第二回、第三回委員会で審議された²⁵⁾。内務省・田村は、吉野の林業地で地元の林業家が国立公園からの除外を求めていたため、区

域を縮小したと説明した(第二回)。出席委員の中から三好と本多が反対意見を出し、特に本多は、吉野の人工林が世界的に優れており、この国立公園の中心となるべきもので除外すれば選定の価値がないとし、内務省の対応を批判した(第二回、第三回)。

同特別委員会は、本多に妥協を求めるかたちで区域案を提案の通り可決し(第三回)、1936(昭和11)年2月の「吉野熊野国立公園」の指定に至った。

6. 考察

以上の国立公園指定の過程でみられた吉野の風景に対する評価をまとめたものが表—1である。

(1) 史蹟名勝として評価された吉野山

吉野公園から吉野山保勝会、保存協会、史蹟名勝指定までは、南朝や天皇制に関連した国史・史蹟と名勝としての桜、修験道が主に捉えられていた。対象範囲は吉野の中でも吉野山に限られ、旧来の吉野山の風景観を基礎としていたといえる。保存協会、史蹟名勝指定という国レベルかつ学術的視点では、生物種としての桜も評価されていた。

(2) 国立公園として評価された吉野

一方、国立公園候補地選定においては当初、吉野は検討されていなかった。これは、国立公園の指定にあたって、日本の代表的な風景として海や伝統的な風景地よりも高標高の山が評価されており²⁶⁾、古来桜の名所として詩歌等に取り上げられてきた吉野山は、日本の伝統的な風景とみなされたためと考えられる。

その後、1923年の建議案は、吉野を大峰山脈の一部の山岳として捉えていた。史蹟名勝の指定過程と同様に歴史は評価されるが、国史よりも、山に登り続けているという人の営みの長さが重視された。山岳信仰の中心という認識も明確に示された。

候補地選定が進み、大台ヶ原・大峰山脈から熊野方面への拡張案が検討される中で、特別委員会委員の間で吉野に対する関心が高まった。現地調査を経て、委員による吉野への評価は具体的なものとなり、歴史が重視された一方、本多を中心に人工林の美が見出された。本多が森林美学の導入の初期に位置していることから考えると、20世紀末にドイツ林学から導入された、管理され整然とした施業林の美しさ²⁷⁾を評価する「森林美学」の影響が考えられ、それまでには見られなかった新しい吉野の風景といえる。

しかし、吉野が候補地の区域に含まれた際、吉野に特化した説明はなく、大峰山系と連続したかたち²⁸⁾で地質学的に評価されたのみだった。付随的に吉野山や熊野地方の国史は評価されたが、吉野林業地の人工林美は全く触れられていない。

その後、林業家との調整により、吉野の林業地が公園区域から除外された結果、人工林は特別委員会で評価されつつも、最終的な国立公園指定においてみられなくなった。

「回廊」区域が除外され吉野山が飛地になった理由については、林業家からの抵抗と、表—1に見られる通り山岳信仰への評価が行われなくなり、修験道の大峯奥駈道を中心とした「回廊」区域が除かれたことが推察される。

人工林や信仰は評価されず、国史との関係性のみを理由に吉野山が指定されることとなったが、これは、田村剛が一つの国立公園における風景型式の統一性やまとまりを重視し、飛地や線状の区域に否定的だった²⁹⁾ことと関係があると考えられる。熊野三社について、編入するには飛地とせざるをえなかったため、「建国以来の霊地、史蹟」として重要だと説明されたことが既に指摘されている³⁰⁾。吉野山にも同じ説明がなされていることから、「回廊」区域の除外により吉野山を本来避けていた飛地とせざるをえなくなり、国史を強調して説明したと考えられる。

(3) 史蹟名勝としての評価と国立公園としての評価

史蹟名勝指定と国立公園指定ともに携わった三好が、吉野に

表-1 国立公園指定過程において評価された吉野の要素¹⁾

年月	制度、主体	対象	桜		史蹟、歴史(国史)	信仰	人工林	その他評価対象
			名勝	生物種				
1894年2月	県立吉野公園設立	吉野山	○		○	○		
1916年	財団法人「吉野山保勝会」	吉野山	○		○	○		
1916年5月	史蹟名勝天然記念物保存協会(講演会の報告記事)	吉野山	○	○	○			
1923年2月	奈良県吉野郡を中心とする国立公園設定に関する建議案	吉野			○	○		山岳 登山行為の継続性
1924年12月	史蹟及び名勝「吉野山」指定	吉野山	○	○	○	○		
1932年3月	第6回 国立公園選定に関する特別委員会	吉野					田村剛 (林学、内務省)	
1932年	第2回 懇談会 ²⁾	吉野			藤村義朗(委員長) 正木直彦(美術行政家)		本多静六 (林学)	靈感(藤村) 柑橘(本多)
1932年	第3回 懇談会	吉野					三好學(植物学)	
1932年10月	第2回国立公園委員会 (「吉野及熊野国立公園案」選定)	吉野			○			地質
1935年12月	第7回 国立公園委員会	吉野山			○			
1935年12月	第2回 区域決定に関する特別委員会	吉野					本多、三好	
1935年12月	第3回 区域決定に関する特別委員会	吉野					本多	
1936年2月	「吉野熊野国立公園」指定	吉野山			○			

注1): 表中、人名は議事録から判明した発言者、○は公式の指定文書等で記述の見られたものを示す。

注2): 1932年の懇談会前に国立公園委員会委員による吉野での現地調査が行われた。

において前者では桜を評価し、後者では人工林を評価していることをみると、それぞれで評価する対象が明確に異なっており、国立公園指定においては、古来の名所を評価対象としない方針であったことがここからもうかがえる。

対象とする範囲も、史蹟名勝指定においては吉野山に限定され続けていたのに対し、国立公園指定では吉野山を含む広域の吉野が捉えられていた。しかし、「回廊」区域が除外され吉野山が飛地化すると、国史上の重要性だけが評価され、再び吉野山に限定された。

7. 結論

国立公園指定の議論では桜への言及は全く見られない。これに対し、国史は一貫して主要な評価を受け続け、吉野山の飛地化という変則的な区域設定に説明をつける必要もあり、唯一の指定理由となった。しかし、それまでの過程では、山岳信仰、山に登る人々の営みの永続性、人が手を入れてきた森林の美など多様な社会的、文化的価値が見出され、人の営みを含めて総合的に空間を捉えようとする新しい風景観が提起されていた。

現在の吉野熊野国立公園・吉野山管理計画区では、管理方針に指定において評価されなかった桜の保護育成を第一に掲げ、副次的に門前町の雰囲気維持を挙げている³⁰⁾が、吉野林地や山岳信仰の側面は評価に含まれないままである。戦前の国立公園指定では吉野の多様な価値の中から国史のみが反映され、現在に至っているといえる。

謝辞：本論文の制作にあたり貴重なアドバイスをいただきました水谷知生先生に厚く御礼申し上げます。また本研究はJSPS 科研費 JP16K08125 の助成を受けたものです。

補注及び引用文献

¹⁾ 環境省：吉野熊野国立公園ホームページ

<<http://www.env.go.jp/park/yoshino/index.html>>, 2016.09.01 更新, 2016.09.01 参照

²⁾ 吉野は広義には吉野郡、狭義には金峯山寺を中心とした吉野山一帯を指す(1996): 日本地名大百科 ランドジャポニカ: 小学館。国立公園は管理上の地域区分として南部「熊野地域」と北部「吉野地域」に分かれ、吉野地域は吉野山、大峰山脈、大台ヶ原、大杉谷の各管理計画区を含む。本研究では広義の地名に従いつつ、吉野山以外の管理計画区に相当する地域とは区別し、吉野山およびその周辺を吉野とする。

³⁾ 村申仁三郎(2004): 吉野熊野国立公園成立史—自然保護と利用開発の確執を中心に

—: 経済誌 71(4), 153-180

⁴⁾ 西田正憲(2011): 自然の風景論: アサヒエコブックス

⁵⁾ 神田孝治(2009): 吉野熊野国立公園の指定と熊野風景の変容: 和歌山大学観光学部設置記念論集, 99-113

⁶⁾ 水谷知生(2014): 吉野熊野国立公園熊野地域の選定における地元の要望と風景認識: ランドスケープ研究オンライン論文集 7, 89-97

⁷⁾ 水谷知生(2014): 吉野熊野国立公園指定時の私有林との調整結果とその意味: ランドスケープ研究オンライン論文集 7, 81-88

⁸⁾ 鳥越皓之(2003): 花をたずねて吉野山—その歴史とエコロジー: 集英社, 157-158

⁹⁾ 奈良県吉野郡役所(1919): 奈良県吉野郡史料(上巻), 659

¹⁰⁾ 同上書, 673

¹¹⁾ 保存協会が発刊していた雑誌『史蹟名勝天然記念物』の第1巻11号の記事(1916(大正5)年5月20日)には、1916年4月10日に吉野山保勝会の招待で保存協会のメンバーが吉野山にて講演を行い、奈良県を挙げた歓待を受けていたことが記録されている。

¹²⁾ 三好學(1916): 優れたる櫻の品種: 史蹟名勝天然記念物1巻10号, 73-74

¹³⁾ 平澤毅編(2010): 文化的資産としての名勝地: 奈良文化財研究所, 240

¹⁴⁾ 全16ヶ所の調査予定地は、上高地、白馬山、日光、温泉岳、阿蘇山、富士山、大台ヶ原、磐梯山、阿寒湖、霧島山、小豆島及屋島、伯耆大山、十和田湖、立山、大沼公園、登別温泉(後掲書26), 67

¹⁵⁾ 第46回帝国議会議事録 議事録 1922(大正11)年12月~1923(大正12)年3月、以下、建議案の内容は同資料による。

¹⁶⁾ 「国立公園審議会一般・昭和6~10年」、国立公文書館所蔵
以下、国立公園選定に関する特別委員会、懇談会、区域決定に関する特別委員会の議論は同資料による。

¹⁷⁾ 西田正憲(2016): 1930年代における12国立公園誕生の国立公園委員会にみる風景の政治学: ランドスケープ研究オンライン論文集 9, 41

¹⁸⁾ 前掲7), 82

¹⁹⁾ 国立公園協会(1932): 雑報 第二次国立公園委員会総会の記「吉野及熊野国立公園候補地」: 国立公園第4巻11号<国立公園選定記念号>, 37

²⁰⁾ 内務省衛生局(1932): 「国立公園候補地地図」、環境省所蔵

²¹⁾ 吉野山から山上ヶ岳までの大峯奥駈道は、金峯神社、青根ヶ峰、四寸岩山、大天井ヶ岳、五番関、洞辻茶屋を経て山上ヶ岳山頂の大峯山寺境内に至る。青根ヶ峰から大天井ヶ岳までの範囲は注20)の区域案より「回廊」区域と一致する。

²²⁾ 前掲6), 92

²³⁾ 奈良県農林部林業振興課: パンフレット「吉野林業」
<<http://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=7429>>, 2016.08.22 更新, 2016.09.01 参照

²⁴⁾ 国立公園協会(1936): 第7回国立公園委員会総会の記: 国立公園第8巻1号, 27

²⁵⁾ 前掲16)

²⁶⁾ 水谷知生(2014): 大正期の16国立公園調査地の選定経過と田村剛の国立公園観: ランドスケープ研究オンライン論文集 7, 73

²⁷⁾ 清水裕子・伊藤精悟・川崎圭造(2006): 戦前における「森林美学」から「風致施業」への展開: ランドスケープ研究 69(5), 395-398

²⁸⁾ 前掲6), 92

²⁹⁾ 前掲6), 91-92, 前掲17), 43-44

³⁰⁾ 前掲6), 92

³¹⁾ 環境省(2001): 吉野熊野国立公園 吉野地域管理計画書, 国立国会図書館所蔵